

青森県報

号外第七十号

平成十八年
七月十三日
(木曜日)

目 次

告 示

- 青森県立美術館に係る使用料の徴収事務の委託…………… (観光企画課) …… 一
- 青森県立美術館に係る使用料の収納事務の委託…………… (同) …… 一

告 示

青森県告示第五百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社ジェイティービー及び株式会社日本旅行に対し、平成十八年七月十三日から平成十九年三月三十一日までの間における青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、財団法人棟方志功記念館に対し、平成十八年七月十三日から平成十九年三月三十一日までの間における青森県立美術館に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭